

防災業務計画

第1章 総則

1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第1項に基づき、成田国際空港株式会社（以下「会社」という。）が災害に対処するため防災に関する必要な体制を確立し、災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速かつ適切に業務を処理して、成田国際空港（以下「空港」という。）の運用の確保を図ることを目的とする。

2 計画の基本方針

- (1) 防災活動体制並びに防災業務施設及び設備を整備する。
- (2) 防災業務が組織を通じて有機的に実施できるよう防災対策に必要な教育訓練を実施する。
- (3) 災害応急対策並びに災害復旧対策に必要な措置及び機動力を確保する。
- (4) この計画の実施にあたり、関係機関との間に協力体制を確立する。

3 防災業務計画の見直し

空港を取り巻く社会経済情勢の変化や発災時の経験等を踏まえ、毎年防災業務計画の内容を点検し、必要により修正を加える。

第2章 防災対策

1 施設に対する防災対策

災害の発生に対処するため、諸般の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう綿密な整備計画をたて、その実施の推進を図るものとする。

2 航空機に対する防災対策

航空機災害に対し、適切な消火救難活動を実施し、その拡大を防止し、被害の軽減を図るため万全の体制を整備する。

3 航空機給油施設に対する防災対策

航空機給油施設に漏油、火災等の災害が発生したときに応急対策及び復旧措置を講ずるため必要な体制を確立しておくものとする。

4 防災に関する組織

災害が発生した場合においては、当該災害の規模その他の状況により、必要に応じ、会社に災害対策本部を設置するものとし、災害応急対策及び災害復旧の推進を図る組織をあらかじめ構成しておくものとする。

5 防災業務施設及び設備の整備

関係機関との連絡を緊密に行い、警報の伝達、情報の収集等に必要な通信連絡設備、警報装置等を整備しておくものとする。

6 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表された場合の対応

地震に対して注意する体制をとり、約1週間程度は、その体制を確保するものとする。また、旅客公衆等及び空港施設内の各事業者に対して、放送設備等により、その内容を伝達するとともに、地震に対する注意を促すものとする。

第3章 災害予防

1 防災上必要な教育

防災業務に従事する社員に対し、平常業務を通じて災害予防に関する教育を行い、知識の普及徹底を図るとともに、災害に対処するために必要な技術を高度に発揮し得るよう、その体制を整備し、防災対策の計画的推進を図るものとする。

2 防災上必要な訓練

防災関係業務に従事する者に対しては、防災対策及び災害復旧等に必要な判断力と技能を養成し、迅速かつ適切な災害復旧活動を遂行し得るよう所要の訓練を行うものとし、関係機関との総合訓練に積極的に参加させると共に、情報連絡、予防措置等災害防止に関する知識の吸収に努めさせるものとする。

3 防災態勢

- (1) 災害が発生しもしくは発生するおそれのある場合には、災害の拡大を防止し、または災害の発生を防止するため必要な処理計画を整備し、すみやかに所定の態勢をとるものとする。
- (2) 予報及び警報を関係機関に迅速かつ正確に伝達するため、その組織及び方法並びに警報の発令基準等について、あらかじめ所要の定めをしておくものとする。
- (3) 災害時において、ただちに必要とする人力、機器、資材等の入手方法並びに輸送の計画をたて、調達可能な数量等を調査し、備蓄の必要があると認められる資材等については、所定の場所にこれを常備しておくものとする。

第4章 災害応急対策

1 情報の収集及び連絡

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握するため、現場の状況を報告する方法及び報告事項の基準等を定めておくものとし、関係機関と密接な情報連絡を行い得るよう、これに必要な措置等を定めておくものとする。

2 広報

災害が発生した場合において、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、災害応急対策実施の理解を求めため報道機関等にこれを発表し得るよう、その体制を定めておくものとする。

3 旅客公衆等の避難

災害時における航空旅客、送迎者、見学者、空港内従業者等（以下「航空旅客等」という。）の避難について、その指示、警報伝達、誘導、収容の方法及び避難場所をあらかじめ定めておくものとする。

4 消防及び救助に関する措置

航空機事故及び火災その他の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておくものとする。

5 応急用機材の現況の把握及び運用

会社内部のみならず、部外の関係機関等における応急用機材の配置状況、種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用し得るよう、その方法及び運用について、定めておくものとする。

6 災害時における資材の需給

応急資材の供給については、災害予備用貯蔵品の適正な保有及び配置、緊急調達制度の活用、緊急配給体制の確立等により、迅速な供給の確保を図るものとする。

7 通信連絡の方法

災害時においては、その必要に応じ防災用無線の利用、移動無線機の運用、臨時回線の構成等の通信回線運用措置をとるものとする。

8 電力の確保

災害時における電力の確保のため、非常用予備発電装置及び予備電源設備の利用並びに電力会社系統からの受電方策を定めておくものとする。

9 空港内等の秩序の維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、空港内における犯罪の予防、航空旅客等の適切な整理、誘導等災害警備活動の実施要領を定めておくと共に、随時、空港関係者の訓練を行い、航空旅客等の安全の確保を期するものとする。

10 災害時における空港の使用

災害時における緊急連絡、人命救出及び物資投下等に航空機が空港を使用するための手続及び方法等を定めておくものとする。

第5章 災害復旧

1 災害復旧の実施の基本方針

災害に伴う空港の機能を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係機関が行う復旧事業等を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施するものとする。

2 災害復旧

災害の復旧については、応急工事等の終了後可及的すみやかに復旧計画をたて、これを実施するものとする。復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期すものとする。

附 則

この計画は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和6年3月5日から施行する。